

年金
だより

国民年金基金に 加入しましょっ!

国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者（自営業などの方々）にも、厚生年金なみの年金が受給できるように、国民年金に上乗せする公的な年金として、平成3年5月に発足しました。この基金に加入し、より豊かな年金生活を送りましょう。

基金制度のあらまは、次のとおりです。

問い合わせ先

ゆとりサポート

千葉県 国民年金基金

〒260 千葉市中央区本千葉町10-23 千葉食ビル
電話 043-221-6370 F A X 043-221-7885

加入できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料を納付している方。 ・農業者年金に加入していない方及び加入する必要がない方。 ・任意加入していない方。
税制の特典	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金は全額が社会保険料控除になる。 ・受給する年金は、公的年金等控除が適用される。
掛金等	<ul style="list-style-type: none"> ・受け取る年金額は、掛金の納付可能な範囲内で、加入者が決める。 ・掛金は、加入時の年齢別、口数制で、月額掛金は、68,000円まで加入できる。 ・2口目以降の加入口数は、年度1回増減できる。 ・掛金が未納になっても解約されず、納めた期間に応じた年金が受けられる。

障害年金(20歳前の障害など)受けている方 ——現況届は7月31日までに——

毎年7月は、障害基礎年金を受けている人のうち、次の方たちが現況届を提出する時期です。

- ①20歳前の障害による方
- ②以前障害福祉年金を受けていた方

この届出は、あなたやご家族の状態に変化がないかを確かめて、引き続き年金を支給すべきかを決定する、年に一度の大切なものです。

現況届の用紙は、ご自宅へ郵送されますので、正しくご記入のうえ7月末日までに、役場年金係へ提出してください。

ただし、年金を受けられるようになって1年未満の方は、提出する必要がありません。

なおこの他の年金受給者（老齢福祉年金と共済年金を除く）の現況届は、誕生月の末日が提出期限となります。

60歳になったので基礎年金を受けたいが...

年金Q&A

Q 国民年金に加入した期間が20年、厚生年金に加入した期間が10年あります。60歳になると老齢厚生年金が受けられるとのことですが、老齢基礎年金も同時に受けたいのですが。

A 老齢基礎年金は、65歳から受けることが原則ですが、60歳を過ぎれば希望によって繰り上げて受けることが出来ます。あなたも希望すれば受給できますが、あなたの場合、せっかく受けられる10年分の老齢厚生年金

が65歳まで支給停止になってしまいます。さらに、基礎年金は65歳で受ける額の58%になってしまい、その減額率は生涯変わりません。

あなたのように老齢厚生年金を受けられる方は、本来の年金受給年齢の65歳から基礎年金を受けた方が良くと思います。

人生80年の時代です。ご自分の健康状態や経済面をよくお考えのうえ請求してください。

工事等の名称	工事等の箇所	契約金額	契約の相手方
横芝町立上堺小学校空調設備機能回復工事(機械設備)	横芝町北清水181番地	74,550,000	福井電気(株)
横芝町立上堺小学校空調設備機能回復工事(建築・電気)	横芝町北清水181番地	34,650,000	岩澤建設(株)

お詫びと訂正

6月号7ページ中の「入札結果」で、町道II-13号線道路改良に伴う路線測量業務委託の契約金額を1,269,000円と掲載しましたが、1,260,000円の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

入札の結果

5月